

県土整備部優良建設関連業務表彰の概要

1 目的

優良建設関連業務は、県土整備部所管公所が発注した建設関連業務を、誠意を持って適正に履行し、優秀な成績で完了した受注者及びその管理技術者を表彰することにより、建設技術の向上を図り、公共工事の品質確保を促進することを目的としています。

2 対象業務

設計金額が3百万円以上かつ委託業務成績評定が80点以上である建設関連業務で、次のいずれかに該当するものを表彰対象業務としています。

- ア) 各所属が発注したものの内、委託業務成績評定が特に優れているもの
- イ) 特筆すべき技術提案があったもの
- ウ) 難易度が高い業務に対し優れた技術力を発揮したもの
- エ) その他、他の模範となると認められるもの

3 表彰の部門

測量業務部門、建築関係建設コンサルタント業務部門、土木関係建設コンサルタント業務部門、地質調査業務部門及び補償関係コンサルタント業務部門。

4 選定方法と表彰区分

県土整備部長表彰：各公所から推薦された建設関連業務の中から、優良建設関連業務表彰審査会で審査を行い、選定された業務を履行した者が受賞。

課長等の表彰：各公所から推薦された建設関連業務で、県土整備部長表彰となった業務以外を履行した者が受賞。

優良技術者表彰：県土整備部長表彰及び課長等の表彰の対象となった建設関連業務の管理技術者が受賞。

